

秋田県建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱 新旧対照表

秋田県建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱の一部を次のとおり改正する。

新	旧
<p>(入札審査会)</p> <p>第10条 指名業者の選定その他業務の執行について必要な事項を審議するため、本庁各部局（教育庁及び警察本部を含む。）に部（局）入札審査会を、本庁各課室に課（室）入札審査会を、各地方公所に地方入札審査会を置く。</p> <p>2 部（局）入札審査会は、予定価格が<u>5</u>千万円未満の業務（第3項及び第4項の業務を除く）及び特に重要な業務について審議する。</p> <p>3 課（室）入札審査会は、予定価格が1千万円未満の業務（次項の業務を除く）及び特に重要な業務について審議する。</p> <p>4 地方入札審査会は、再配当を受けた歳出予算執行の委任に係る業務について審議する。</p>	<p>(入札審査会)</p> <p>第10条 指名業者の選定その他業務の執行について必要な事項を審議するため、本庁各部局（教育庁及び警察本部を含む。）に部（局）入札審査会を、本庁各課室に課（室）入札審査会を、各地方公所に地方入札審査会を置く。</p> <p>2 部（局）入札審査会は、予定価格が<u>3</u>千万円未満の業務（第3項及び第4項の業務を除く）及び特に重要な業務について審議する。</p> <p>3 課（室）入札審査会は、予定価格が1千万円未満の業務（次項の業務を除く）及び特に重要な業務について審議する。</p> <p>4 地方入札審査会は、再配当を受けた歳出予算執行の委任に係る業務について審議する。</p>
<p>(入札審査委員会)</p> <p>第12条 指名業者の選定等について調整を図るため、入札審査委員会を、各地域振興局に地方入札審査委員会を置く。</p>	<p>(入札審査委員会)</p> <p>第12条 指名業者の選定等について調整を図るため、入札審査委員会を、各地域振興局に地方入札審査委員会を置く。</p>

2 入札審査委員会は、予定価格が5千万円以上の業務及び特に重要な業務について審議する。

3 地方入札審査委員会は、再配当を受けた歳出予算執行の委任に係る業務のうち予定価格が2千万円以上の業務及び特に重要な業務について審議する。

2 入札審査委員会は、予定価格が3千万円以上の業務及び特に重要な業務について審議する。

3 地方入札審査委員会は、再配当を受けた歳出予算執行の委任に係る業務のうち予定価格が2千万円以上の業務及び特に重要な業務について審議する。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。